

平成 19 年（ネ）第 185 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

準備書面（5）

被控訴人病院答弁書に対する認否及び反論

控訴人（一審原告） 戸崎 貴裕

被控訴人（一審被告） (被控訴人 A 氏名) 外 2 名

東京高等裁判所民事 19 部 御中

平成 19 年 4 月 日

控 訴 人 戸崎 貴裕 ⑧

第 1 本準備書面について

- 1 本準備書面では、被控訴人病院より平成 19 年 3 月 27 日付で提出された答弁書（以下、本書面中において「答弁書」という。）に対し、必要な範囲で認否及び反論を行う。

第 2 答弁書に対する認否及び反論

1 第 2 の 1 について

- (1) 被控訴人病院は、控訴人の訴える訴外生活妨害行為等が乙 A3 に記載された事項であるとは「到底考えがたい。」とし、また、甲 24 で示された映像等が「控訴人が主張するような生活妨害行為であるとは、到底認めることができない。」と主張する。

- (2) 乙 A3 については、複数人による迷惑行為や嫌がらせについて調査した結果、甲 33 及び 33-2 で示し控訴審準備書面(4)第 2 の 11 等で述べた多数の報告事例等が見つかったことを踏まえ、多様な報告事例や事例内に見られた推論や考察等とともに、控訴人の実体験を織り交ぜた

文章であり、乙 A3 の記載内容全てがただちに控訴人の実体験ではない。

控訴人の実体験の部分に関しては全て事実であるが、一人暮らしの通常人が、複数人による迷惑行為や嫌がらせ行為について、その行為及び行為者の故意を立証することが困難であろう事は、近年報告の多いストーカー事例、嫌がらせやいじめの事例、さらには、嫌がらせ行為や復習等を代行する業者の存在等（甲 33-2, 7 頁参照。）を挙げるまでも無く、想像に難くない。

しかし、本件においては、住居侵入及び車両侵入、並びに同侵入に伴ういたずら、昼夜を問わずマンションの窓、洗濯機、壁などを叩く行為、郵便物にいたずらををする行為、意図不明ではあるが注意を引く仕草を執拗に行う行為、不気味、不可思議、または脅迫するような言動を執拗に行う行為、といったさまざまな行為を指摘するに足る客観的記録が残されている（甲 24, 27, 29, 30, 31 等）。

それら行為が連日執拗に続けられれば、通常人の平穏な日常生活を脅かし、畏怖の念を与え、社会生活の支障となることは明らかである。

(3) 一方、被控訴人病院側は、本件強制入院決定時、及び同措置の継続において、控訴人に対して行われていた行為がどのようなものであるか具体的に聞こうともせず、事実確認も行わず、また、上記(3)のような事情についてもいっさい考慮せず、はじめから控訴人が妄想状態であると決め付けていた。このことは、診療録に、甲 24, 27, 29, 30, 31 等に示したような事実に関する具体的記載や、上記(3)の事情を考慮した具体的記載が無いこと、また、症状としての記載が、こちらも事実確認をいっさい行っていない被控訴人 A や EAP 社からの聴取内容や報告内容、すなわち「見えない組織に狙われている」と控訴人が話したなどという、証拠上とうてい認められない内容や、既に虚偽であることが明らかとなった「食事をとらなくなる」などといった内容、（株

株式会社 A) の人事側に事情を説明し、問題解決まで自己都合退職するとの合意を取っていた控訴人が、「会社の人事はすべて組織のまわしものであり、グル」と言ったなどという、荒唐無稽、事実無根、かつ、いかにも妄想と診断可能な内容であること、また、既に被控訴人らが自白しているように、そういった内容が、原審まで、控訴人に対しいっさい知らされていなかったことから明らかである。

- (4) 被控訴人病院側には、控訴理由書で示した判例や原審準備書面(1)等で示した各種規範からも導き出されるように、行動の制限措置を決定する以前に、可能な問診を十分に尽くすべき義務として、控訴人に対し報告内容等の事情を説明し、控訴人の言い分を十分に聞いた上で、甲 24, 27, 29, 30, 31, 33 等、当時十分確認可能であった客観的事実や、上記(3)で述べた事情等を確認、考慮し、診断材料とすべき義務があったと認められ、また、同義務を怠ったことが、診断やその後の措置決定に影響を及ぼすべき過失であったと認めることが相当である。
- (5) 以上から、訴外生活妨害行為等については、多数の報告事例についても、控訴人の実体験についても、相当の客観的証拠が存在するのであり、提出証拠だけでも、通常人の平穏な日常生活を脅かし、また、通常人に畏怖の念を与える行為等を指摘するに足るのであり、被控訴人病院による、「控訴人が主張するような生活妨害行為であるとは、到底認めることができない。」などという主張は、本件強制入院当時、控訴人がなにを主張していたのか、どのような事情があったのかについて問診を尽くさず、事実と異なる報告内容を妄信して診断した過失または故意を自白しているに等しい。事実に基づいた調査の結果どのような文章を書こうとも、不当に事実や事情を無視した医療の強制が正当化される理由とはならない。

2 第 2 の 2 について

(1) 答弁書においても被控訴人病院は、原審に引き続き、医療保護入院の届出等に記載された(医師 D)による診断病名が「疑い」レベルの診断病名であったことを自白している(答弁書 2 頁 17 行。)。この診断は医学的には疑診であり、控訴人が同じ主張をしているにもかかわらず後日診断が二転三転していることから明らかである。これに、別途指摘した問診不尽の事実や当時の控訴人の状態を加味すれば、即日の行動の制限の判断が、控訴理由書で示した判例にある、「他に方法がない場合に最後の手段」、「医学上合理的で必要不可欠な範囲内」とするに、相当の診断に至って下された判断とはとうてい認められない。

(2) 被控訴人病院の主張する「明らかな妄想状態」についても、控訴人が(医師 K)に具体的診断根拠について問い詰めた結果、同医師が、「で、あなたの場合は、そういう意味ではその、微妙なのね。だから、明らかな、その精神病症状が、だから、わかんないのよ。その、妄想なのかどうか、なのか、がね。」(甲 9・38 頁 7 行及び甲 10)などと診断根拠さえ覆す判断を述べている客観的音声記録があり、最終的には精神科の病名にあたるものはなく治療の必要も無いとの診断書(甲 2。)を交付している事実が既に明らかである。

一方、控訴人は、終始一貫して冷静かつ合理的に同じ話をしているのであるから、被控訴人病院による診断、及び、同病院側が診療録をもって主張する経過(入院直後は強い妄想がありその後治療により軽快したなどという主張。)には矛盾があり、合理性も、信憑性も、医学的相当性も認めることはできず、医学的相当性については疎明できていない。したがって、同診断に基づいた本件強制入院措置に合理性や相当性はとうてい認められない。

(3) 被控訴人病院が、報告内容や被控訴人 A によりの聴取内容等の事情を控訴人に対し隠し続けた事実には争いは無いのであるから、(医師 D)

が、「控訴人に入院の必要性を説明した」、同意を得ようとした、などという主張は事実と矛盾する。また、具体的にどのような説明を行い同意を得ようとしたのか診療録には記載が無く、疎明もされていない。

一方、甲 4, 5, 8, 9 及び 11 等で示した本件ら致以前の控訴人の言動から、当時の控訴人が、合理的会話が成立せず判断能力の無いような状態ではなかったことが明らかである。

よって、被控訴人病院が、控訴人に対し、十分説明を尽くし同意を得ようとしたとはとうてい認められず、また、本件ら致の瞬間まで冷静な対応をとっていたことの明らかな控訴人が（甲 4, 5, 8 及び 11）、「明らかな妄想状態」であり、かつ、即日急遽一方的な行動の制限が必要な状態であったなどとはとうてい認められない。

(4) 控訴人は、乙 A2, 15 頁の「入院時診察」と題された記載について既に合理的理由をもって否認している（控訴理由書第 3 の 2 の (4)）。また、甲 4, 5, 8, 9 及び 11 で示した本件拉致以前の控訴人の冷静かつ合理的な言動、及び甲 24, 27, 29, 30, 31, 33 等で示した客観的事実を考慮するに、控訴人が突然平成 17 年 4 月 14 日に限り、甲 24, 27, 29, 30, 31, 33 等で示した客観的事実について何も話さず、(医師 D) に対し同記載内容のみを話したなどということは、不自然かつ経験則に反し、また、十分な問診が尽くされたとはとうてい認められない。

3 第 2 の 3 について

(1) 被控訴人病院は、「『控訴人に確認、説明及び判断の余地を与えず』という事実がないことも明らか」と述べているが、被控訴人病院側が、控訴人に対し、診断根拠となった報告内容等の事情をいっさい知らせず確認させなかったことは被控訴人らの認める争いの無い事実であり、また、控訴人の言い分を聞こうともせず、甲 24, 27, 29, 30, 31, 33 等に示すように当時十分確認可能であった客観的事実をいっさい確認

しなかった事実が診療録から明らかであるから、被控訴人病院の主張は事実と矛盾しており、とうてい認められない。

(2) 被控訴人病院は、「控訴人が入院治療に納得していた」、「入院に不服であれば、外泊・外出したまま帰院しないこともできたはず」などと述べているが、この点については既に常識的、合理的かつ詳細な反論を行っている（控訴理由書第4, 2の(3)）。控訴人に対して事実確認を行わずに、さらには報告内容等の事情を知らせずに、すなわち、診断根拠、及び治療や入院の必要性を説明せずに、甲4, 5, 8, 9及び11に示したように冷静かつ合理的に対応している控訴人を有形力によって致し即日急遽強制的に閉鎖病棟に隔離できるのであるから、帰院を拒否しても無駄であり、また、当時の控訴人には法的知識もなかったものであり、甲9に示した(医師K)との会話にあるように、事実関係を説明し精神科の疾病などではないことを認めさせようとした当時の控訴人の判断は合理的であり、非難の余地は無く、また、甲9に示した(医師K)との会話が治療に応じている会話とはとうてい認められないのであり、被控訴人病院の主張は失当である。

4 第2の4について

(1) これまでの書面及び本書面でも述べたとおり、(医師D)の診断が問診不尽等の過失または故意による誤診であったことに疑いの余地は無い。被控訴人病院は、本件強制入院を決定した際の診断病名が疑診であったことを自白し、後日診断は二転三転しているのである。

(2) 被控訴人病院が、疑診と自白する病名を、確定病名として公的文書に記載している事実（乙A2, 28頁等）が、控訴人の名誉を毀損し、社会的評価を侵害し、精神的苦痛を与え続けることは明らかである。

5 第2の5について（新たに機会損失の損害を主張する。）

(1) 被控訴人病院が「移送」と述べる本件ら致については、既に明らか

な事実から新たな主張を以下に構成し、被控訴人病院が、過失または故意により、控訴人に与えた損害を明らかにする。

- (2) 原審準備書面(1)で詳しく述べた各種規範に即した手続きを経ていれば、控訴人の状態、生活状況や環境に関し、慎重を期した、反社会性の無い、公正な確認（現認）、及び公正かつ十分な問診が尽くされ、控訴人もそれに応じ、甲 24, 27, 29, 30, 31, 33 等に示したような当時十分確認可能であった客観的事実について確認を求め、また、事実確認のなされていない報告内容の虚偽を指摘、立証するなどの機会を与えられていたことが十分に期待される。
- (3) 控訴人は、同手続きを経ずに、いっさい事情を知らされないまま有形力を持ってら致され、寝巻きのまま（新たな証拠として甲 5-2。）何も持参できず、被控訴人病院内の診察室まで強制的に連行された。
- (4) その後、被控訴人病院は、その支配領域にある密室内において、控訴人の言い分を聞こうとせず、診断根拠となった報告内容等の事情を控訴人に対していっさい確認させず、十分可能であった問診を尽くすことなく、即日、医療保護入院手続きを強行し、強制的に控訴人を閉鎖病棟に軟禁した。
- (5) 当時被控訴人病院が上記(3)の事実を認識していたことには既に争いが無く、また、被控訴人病院の管理者が原審準備書面(1)で示した各種規範を熟知していたことは当然期待されるのであるから、上記(4)の被控訴人病院の行為が、上記(2)で述べた各種規範上保障されるべき機会を、過失または故意により、控訴人から奪った事実が明らかである。
- (6) 以上から、本件ら致を認識していた被控訴人病院の過失または故意によって、各種規範上期待された機会が控訴人より奪われたと認められ、本件ら致は、本件強制入院措置を可能ならしめた行為であり、少なくとも結果的に、前者と後者は連続した反社会的不法行為として成

立し、奪われた機会は控訴人の損害であると認められる。

(7) 尚、被控訴人病院による、「『移送』について指導したわけでも、関与したわけでもない」との主張については、被控訴人病院と被控訴人 A 及び B の支配領域にある事柄のため、不知とする。

第3 本書面のまとめ

- 1 被控訴人病院による甲 24 号証及び乙 A3 に対する主張は、本件強制入院当時、控訴人がなにを主張していたのか、どのような事情があったのかについて問診を尽くさず、事実と異なる報告内容を妄信して診断したと自白しているに等しく、事実に基づいた調査の結果どのような文章を書こうとも、不当に事実や事情を無視した医療の強制が正当化される理由とはならない。
- 2 被控訴人病院による診断や診療録にある経過には矛盾があり、合理性も、信憑性も、医学的相当性も認めることはできず、医学的相当性については疎明もされていない。したがって、同診断に基づいた本件強制入院措置に合理性や相当性は認められない。
- 3 被控訴人病院の、控訴人に対し十分説明を尽くし同意を得ようとしたという主張には矛盾があり、証拠も無く、とうてい認められない。
- 4 「控訴人が入院治療に納得していた」などという主張は失当である。
- 5 被控訴人病院が、疑診と自白する病名を、確定病名として公的文書に記載している事実が、控訴人の名誉を毀損し、社会的評価を侵害し、精神的苦痛を与え続けることは明らかである。
- 6 本件ら致と本件強制入院は、各種規範上保障されるべき機会を控訴人より奪う結果となった、連続した不法行為として成立しており、本件ら致を認識していた被控訴人病院が、過失または故意により、機会の損失という損害を控訴人に与えた事実が明らかである。

以 上